

平成 24 年 6 月 12 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

## 電子レセプトにおける突合点検・縦覧点検（3月審査分）について

電子レセプトにおける突合点検・縦覧点検が3月審査分から実施され、5月28日、支払基金における審査状況が以下のように公表されました。

	査定件数	査定点数
突合点検	10.5 万件	3,102 万点
医 科	10.4 万件	3,093 万点
歯 科	0.1 万件	9 万点
縦覧点検	1.4 万件	423 万点
医 科	1.2 万件	410 万点
歯 科	0.1 万件	14 万点

今回の査定内容について支払基金本部に内容確認したところ、審査委員の印象では、突合点検につきましては、季節柄、花粉症の病名漏れが特に大病院で多くみられ、縦覧点検につきましては、複数月に1回の算定と規定されている検査（例：骨塩定量検査：4か月に1回が限度）のように、算定ルールに照らし、明らかな請求の誤りがほとんどであったとのことです。

これらの事例は、コンピュータによりチェックされたものです。

また、一部に「査定件数・点数が3割近くの増加」との報道がありますが、突合点検は、従来、原審査を終えた1,500点以上の調剤レセプトのうち、保険者が突合したレセプトについて実施されていたものですが、3月診療分からは、原審査において、医科レセプトと調剤レセプト双方が電子レセプトの場合、点数にかかわらず、点検されるようになりましたので、再審査の査定件数・点数などと合わせて比較する必要があると考えており、今後の査定状況などを注視していく所存であります。

都道府県医師会におかれましては、電子レセプト請求時に病名漏れや算定ルール誤りなどがないレセプトを作成するなど、会員医療機関においてご確認いただくよう、引き続き、注意喚起いただくとともに、地域で何か問題が発生いたしましたら、日本医師会までご連絡くださいますようお願い申し上げます。